

令和6年度 第3回 白馬村観光振興のための財源検討委員会 会議録

日時	令和7年2月17日(月) 14:00~15:30
場所	白馬村役場 3階 302会議室

■ 委員

<敬称略>

学識経験者	(公財)日本交通公社 理事	山田 雄一	出席
学識経験者	國學院大學 観光まちづくり学部 教授	塩屋 英生	出席
学識経験者	東京女子大学 現代教養学部 教授	矢ヶ崎 紀子	出席
関係団体代表	八方尾根開発(株) 代表	倉田 保緒	出席
関係団体代表	(一社)白馬村観光局 事務局長	福島 洋次郎	出席
関係団体代表	白馬商工会 副会長	山本 孝男	出席
関係団体代表	Hakuba International Business Association 代表	イアン・ミラー	欠席
関係団体代表	(一財)白馬村振興公社 事務局長	吉川 健一郎	出席
村長が認める者	ホテル白馬 代表	柴田 謙二	出席
村長が認める者	山の郷ホテル白馬ひふみ 代表	丸山 智彦	出席
村長が認める者	(株)白馬館 役員	松沢 英志郎	出席
村長が認める者	(株)オーブス 役員	岸 壮周	出席
オブザーバー	白馬村 副村長	吉田 久夫	出席
オブザーバー	白馬村議会 産業経済委員長	切久保 達也	欠席

出席12名

(オンライン出席者:塩谷副会長、矢ヶ崎委員、松沢委員、岸委員)

■ 事務局

白馬村役場 総務課長	田中 克俊	○
白馬村役場 総務課 企画政策係長	渡邊 宏太	○
白馬村役場 税務課長	太田 雄介	○
白馬村役場 税務課 課税係長	一井 剛	○
白馬村役場 観光課長	鈴木 広章	○
白馬村役場 観光課 観光商工係長	矢口 浩樹	○

\* 傍聴:8名(報道機関を含む)

## 1. 開 会

<田中総務課長>

開会を宣言した。

## 2. あいさつ

<山田会長>

昨日までは天気が落ち着いてたということで、私たちが雪を連れてきてしまったような感じになってしまった。雪は降らないと困るところもあるが、降り過ぎても困るもということで、なかなか思うようにいかないものだと感じている。

今日は令和6年度最後の委員会ということになるが、長野県からも宿泊税についての方針が出され、議会に条例を出していく状況になってきている。白馬村としてもタイミングを合わせて進めていくということで、これまで5年程かけて検討してきたものがようやく制度として形になってくる。今日は仕上げという形の内容になると思うので、闊達な議論をお願いしたい。

## 3. 会議事項

<田中総務課長>

今日はオンラインで委員や報道関係者、傍聴者も参加しているため、あらかじめご了承ください。委員会規則により会議の進行を会長にお願いする。

<山田会長>

会議次第に従い、各部会の検討状況についてご説明いただきたい。

<総務課 渡邊企画政策係長>

登山協力金については、前回の委員会で報告したとおり、環境省の「北アルプストレイルプログラム」を来年度から実施することが決まっている。徴収方法や財源の活用事業等については、詳細が決まり次第また情報共有したい。

事業者負担金については、日帰りのお客様からも観光財源をいただくことが望ましいという声が多くありますので、現在はリフトに乗車されるお客様を中心に索道事業者と検討しておりますが、索道事業者から大町市・小谷村と3市村で足並みを揃えて導入することが望ましいというご意見をいただいているため、行政の担当レベルで調整をしているという状況である。来年度以降も引き続き検討していきたい。

<太田税務課長>

宿泊税検討部会では、初めに検討部会の状況を柴田部会長からご報告いただき、その後、村としての制度案について、本日午前中に開催した課長会議で内容を決定しましたので、その報告をさせていただきます。

<柴田委員(宿泊税検討部会長)>

宿泊税の検討部会の方では、前回の委員会で部会の検討内容を共有し、中間答申として村に提出した後、パブリックコメント(意見募集)が11月から12月にかけて行われた。

パブリックコメントでは、定率制を求める声が多く挙げられたことを受け、1月に開催した第4回の検討部会で税率等について検討した。

長野県の方針がはっきりと示されない中で、村の方針も決めづらいこともあったが、検討部会では、お客様から見ても、宿泊事業者から見ても、行政から見ても、定率制が良いのではないかという意見が非常に多かった。一方で、長野県が定額制ということで、定率制と定額制の併用となるとお客様への説明や宿泊事業者の会計システム等を考えると複雑になってしまうことから、定率制と定額制の併用は難しいのではないかということで、最終的にはこれまで通り段階的定額制を基本に考えていくということでまとまった。

もう一つは、特に外国人経営者からは、約9割がOTAからの予約ということで、貸別荘やコンドミニアムではお客様と対面で接する場面がほとんどなく、現地で宿泊税だけを徴収するというのは非常に困難であるという声が多く挙げられた。OTAが特別徴収義務者となり宿泊税を徴収して村に納める仕組みができればよいが、楽天等の国内OTAも、海外OTAもすぐには難しい状況であると聞いている。今後、実際に制度が始まってから、外国人経営者にもその辺りを理解していただき、しっかりと徴収に繋げてけるかというのは大きな課題であると考えている。税率に関しては、制度が始まってから3年後、5年ごとに制度を見直すと言っている。白馬村だけではなく海外のお客様が多く定率制を希望する地域があると聞いているが、情報を共有しながら、全体的な制度をどういった形に上げていくかということは、今後の課題であると思う。いずれにしても、制度を始める段階では、お客様にわかりやすい形がいいのではないかということで、段階的定額制という結論に至った。

入湯税の最適化については、宿泊税検討部会で最終的な結論を出すわけではないが、事業者の意見を聴取し検討した。温泉協議会でも用途について検討されているが、源泉等の設備に係る維持管理費用が相当大きくなっていくこともあり、宿泊事業者にとっても地域にとっても非常に重要な資源・財産であるため、今後は手厚く支援していった方が良いのではないかということで、財源を確保する観点から、入湯税額を減額するのではなく、現状維持で良いのではないかと検討部会で取りまとめた。

一方で、宿泊税が導入されるということで、お客様の視点では宿泊税と入湯税、そして消費税もあり、税が三重でかかってくるということで、その辺りは検討が必要ということで、意見を集約した。

<太田税務課長>

宿泊税検討部会での検討やパブリックコメント、それに加えて2月に長野県が公表した宿泊税の制度案を踏まえ、白馬村としての宿泊税の制度案を本日の課長会議で決定しましたので、報告いたします。

名称について、パブリックコメントの時点では、長野県と名称を同じくする「観光振興税」ということにしていたが、長野県のパブリックコメントでも「お客様にとってわかりやすい名称、全国的に使われている名称が好ましい」という意見が多数あったということで、長野県が税の名称を

「宿泊税」に変更した。白馬村としても、課税客体を表す言葉である「宿泊税」が、お客様に説明しやすく理解していただきやすいということから、白馬村宿泊税という名称に変更した。

6-1、6-2については、特別徴収義務者の負担軽減策を示したものである。

6-1 特別徴収義務者報奨金は、長野県に準じたもので、期限内納入を推奨することを目的に報奨金を交付するものである。期限内申告納入額の2.5%を基本として、制度から5年間は0.5%を加算、さらに電子申告した場合は0.5%を加算するため、制度開始から5年間は最大で3.5%の報奨金を交付するということになる。

6-2 特別徴収事務補助金は、白馬村独自の制度として創設する。新しい制度を導入するため、特別徴収義務者には、宿泊者への税制度の説明、宿泊税を活用して実施する事業等をお客様に説明いただくような場面が多数出てくると思われる。そういったことを含めて、特別徴収事務に要する経費の一部を補助することを目的に補助金を交付する。補助率は、期限内申告納入額の2.5%に相当する額とする。

報奨金と補助金を合算すると、この5年間は最大で6%の報奨金・補助金を交付する形になる。ただし、補助金については、「新たに始まる税制度の説明について負担をかける」という趣旨であるため、制度が浸透してくれば補助率が下がったり、違った形になったりしていく可能性もある。現時点でいつまでとは申し上げられないが、そういった目的の補助金としている。

税率について、資料には村の税率を記載してあります。長野県は、1人1泊につき300円とし、制度開始3年間は200円に軽減することとしている。その理由は、コロナ禍から回復しきっていない状況であることや、昨今の物価高等を踏まえて、3年間は軽減税率を適用するというものになっている。

白馬村も同様の考えで標準税率と軽減税率を設定する。括弧で囲んでないものが標準税率で、括弧内が軽減税率として制度開始3年間適用するものである。

標準税率は150円から1,850円までの4段階で、軽減税率は各段階で50円減額して100円から1,800円の4段階の定額制とした。

収入見込額は、標準税率で2億5,065万円、制度開始3年間の軽減税率では2億1,107万円ということになる。

制度開始予定日について、今後議会に条例案を提出し可決された後に、総務大臣の同意を得るための協議が必要となる。その後、一定の周知期間を設け、制度開始は令和8年6月1日を予定している。長野県の制度開始予定日も同一である。

賦課徴収の特例について、白馬で宿泊される方には、県税と村税を負担いただくことになるが、それぞれ徴収するのではなく、長野県の宿泊税に係る賦課徴収は、白馬村が村の宿泊税と併せて行うこととなる。

その他、長野県と連携して制度を運用するということで、課税免除・免税点・罰則規定など長野県に準じる項目が多数あります。

<山田会長>

登山協力金については北アルプス北部地区の自治体も含めたプログラムということで対応していくということで、リフトに関しても白馬だけではなく3市村で検討していくという報告であった。京都などでもそうであるが、宿泊のお客様だけではなく、日帰りのお客様の影響も大きいということもあるため、引き続き検討いただきたい。

宿泊税について。部会長からの報告もあったが、長野県としても詳細が決まってきたということに合わせて、それに合わせて白馬村としても仕様を決めていかなければならないということで、最終的な制度案について報告をいただいた。パブリックコメントや長野県の状況を踏まえて、修正したということであるが、委員の皆さんから質問や意見があればいただきたい。

#### <塩谷副会長>

法定外税の設計は非常に苦勞することが多いと思うが、関係者の尽力に敬意を表する。税率の段階的設定について、6,000円から20,000円というところがかなり幅広い区分になっている。6,000円で税率を試算すると県の300円と村の150円で7.5%の税率になり、19,999円だと2.25%になる。同じ区分の中でも、税率が3倍以上開きがある形になり、しかもそこが一番のボリュームゾーンになる。定率制に近づけるような制度設計であれば、の6,000円と20,000円の間にもう1区分ぐらいあった方が定率制に近づくかと思う。長野県が300円で定額にしていることを踏まえても、応能原則に従う(あらゆる人が払うという形に近づける)のであれば、もう少し比例的な形で上がっていくような設定がいいのかなと思った。見直しのときに改めて定率制にするという考え方もあるし、段階的であってももう少しきめ細かい設定にするという考え方もあると思う。

#### <山田会長>

長野県は、市町村が独自課税する場合には税率を半分にするということで、6,000円のところも450円ではなく県と村の総額で300円ということになる。長野県税が150円で、白馬村税が150円ということになるが、6,000円から19,999円の区分で一律300円であることは変わらない。その辺りは村としてどのように考えているか。

#### <太田税務課長>

一つの段階(区分)の中で、料金が安い方が率で見た税負担が大きく、料金が高い方ほど率としての税負担が下がってしまふのは、段階的定額制の課題であり限界かと考えている。宿泊税検討部会でそういった話もして、もう一段階設定することも考えたが、パブリックコメントの中に、段階的定額制を選択した場合に、複雑にするとどの区分に該当するのか判断をする手間やミスが増えるという意見もあった。そういった意見も踏まえて、前は5段階としていたが、6,000円から20,000円の部分をまとめて、4段階にしたという経緯もある。課題としては認識しているため、3年後の制度見直しに向けて検討していきたい。

#### <山田会長>

その他にはいかがか。  
委員会を出した答申案を基にパブリックコメントを実施して最終的にこの制度案にまとめたということであるため、特に異論がなければ村としてこれを基に条例化していくことになるが、よろしいか。

[各委員から異論なし]

<山田会長>

それでは、この案のとおり白馬村として条例化・制度設計を行っていただきたい。

<太田税務課長>

宿泊税検討部会に村長からの諮問された事項は、宿泊税の制度、入湯税の最適化、特別徴収義務者の負担軽減の3点で、特別徴収義務者の負担軽減として先ほど補助金について説明したが、年度内にもう一度部会を開催して、その辺りの議論を深めていきたい。

<山田会長>

もう一度検討部会を開催して最終的な議論をするということで理解しました。

<柴田委員>

白馬村と同様に軽井沢町や阿智村など独理課税する予定の自治体の検討状況について、わかる範囲で教えていただきたい。

他の自治体ともできるだけ情報を共有して、必要に応じて県に対してしっかり交渉していくべきではないかという意見もあった。

<太田税務課長>

松本市では当初、長野県と同じように一律の定額制で検討していたが、3年間の軽減税率という情報が出たことで段階的定額制について検討を始めるかもしれないということを担当者から聞いている。阿智村は、当初から2段階の定額制で検討されていたため、その方向で進んでいると思われる。軽井沢町は、当初最高額が3,000円という税率が発表されたが、長野県の制度公表を経て、もう少し金額を抑えた形の段階的定額制で検討していると聞いている。

正確な情報ではないかもしれないことを申し添える。

<山田会長>

白馬村でも宿泊税の条例を作るのに何年もかけて議論してきているが、阿智村のように早い段階から議論してきたところは県の状況を見ながら、ある程度調整していくことができると思うが、その他の市町村では時間的に検討が追いつかない状況で県税が導入されてしまう可能性もある。当初、独自課税を考えていた地域でも、体制が整わず一旦は県税として徴収する(独自課税を行わない)形になったところもあると聞いている。今回白馬村で制度化されれば、長野県の中でも先行事例・ロールモデルのようなものになっていくかと思う。

白馬村として県との調整においても、他市町村の動向は重要であるため、引き続き情報共有に努めていただきたい。

<倉田委員>

特別徴収義務者はどれくらいの事業者・施設を想定されているか。

<太田税務課長>

施設としては1,200ほどあると思われるが、複数の施設を経営している事業者も存在しているため、特別徴収義務者としては900者ほどと想定している。

<山田会長>

その他、意見や質問はないか。

長野県の宿泊税の税収見込みが標準税率で33億円、軽減税率の3年間は200円になるため2億円程度と見込まれている。

これに対して白馬村の見込みが標準税率で2億5,000万円、軽減税率の3年間は2億1,000万円ということで、長野県税の約10%に相当する。そういう意味ではかなりインパクトのある金額であり、これを白馬村の持続的な観光振興の原資に上手く活用いただきたいと思う。最終的な制度設計や詳細の検討について議論を進めていただきたい。

それでは次の議事、宿泊税をどのように活用していくかというところに関わってくる「持続可能な観光地経営に関する条例案」の概要について事務局より説明をお願いする。

<田中総務課長>

この条例を制定する経過として、昨年度この検討委員会で協議された内容を村に答申いただいたが、その中で「宿泊税は白馬村の持続的な成長に繋げるためにも戦略性の高い分野に税収が使われるよう法的な整理を行うことが必要である」ということ、そのための一つの手段として、「宿泊税を徴収する徴収条例と、その用途について定めた観光振興条例を並行して制定していくことが望ましい」という方向が示された。

また条例の内容として、宿泊税は基金に積み立てること、中長期的な時間軸を持った観光振興マスタープランを作成して用途はその範囲内とすること、マスタープランの策定及び管理は専門の会議体(観光地経営会議)で行うことなどを盛り込んだ方が良いのではないかとといった答申をいただいた。それを踏まえて、本日条例の概要という形で資料に示した。

第1条、目的として、観光地の経営に関して基本理念を定め、責務と役割を明らかにすること、そして財源確保の基本、用途の方針等を定めることにより、持続可能な観光振興に関する施策の推進を図り、魅力ある活力に満ちた地域づくり、本村経済の健全な発展、村民生活の向上に資する、といったことを定めている。

この条例では、観光振興に関する部分、財源確保に関する部分、用途に関する部分の3つが盛り込まれているため、それを目的の中で全て謳っている。

次の第2条では、この条例の中で出てくる用語として、村民、観光事業者、観光関係団体、来訪者この4つについて定義している。特に来訪者については、本村を訪れる者すなわち観光客にもなってくるが、そこに本村を通過する者も含めている。

第3条では、基本理念を定めている。観光まちづくりを推進するために、地域の活性化、地域の魅力化、そして安全快適この3つを基本理念として挙げている。地域の活性化については、村民が生活の場として次世代に引き継ぐこと、地域の魅力化では、誇りを持って世界中からお客様を迎えること、安全快適では、村民の平穏な生活との調和を重視することを条文に盛り込みたい。

第4条から第8条では、村の責務、村民の役割、観光事業者の役割、観光関係団体の役割、来訪者の役割を明文化したい。

第9条は、白馬村観光地経営ビジョンということで、これまでも観光地経営計画を策定してきたが、条例に基づいた計画に格上げし、ここで定義したい。観光地経営ビジョンについては、①施

策についての基本方針、②総合的かつ計画的に講ずるべき施策と目標、③その他施策推進に必要な事項の3つを掲げ、は村民にも公表していきたい。

第10条では、白馬村観光地経営会議を定義している。これまでの観光地経営会議は、要綱上定めた会議体であったが、今後は地方自治法第138条の4第3項に基づく村長の附属機関として位置づけ、村長の諮問に応じて調査審議し、組織体は附属機関条例に委任をしていくということで、詳細は別途条例を設けてそちらに委任をするという形をとる。また、観光地経営会議が定めていく事項として、①経営ビジョンの策定、②経営ビジョンの進捗管理、③宿泊税の事業評価及び基金事業計画の審議、④その他施策を推進するために必要な事項の4点を定めている。

第11条では、財源の確保について、地方税法第5条第7項に則った法定外目的税として、宿泊税を課することを謳っている。先ほど説明したとおり、具体的な内容は宿泊税条例に委任することとしている。

宿泊税使途の基本方針として、第12条において次の4点掲げている。①来訪者の利便性及び満足度向上に資する事業、②来訪者が訪れることで生じる自然環境や住民生活への負の影響を抑えるための事業、③課題抽出及び事業の評価指標の設定や効果検証に必要な調査および計画に関する事業、④観光リスクマネジメントに関する事業。

第13条では、使途と内容について公表していくことを義務づけている。

最後に基金の設置について、第14条から第19条まで地方自治法第241条第1項に基づく基金について規定している。基金の名称は、「白馬村観光地域づくり基金」とし、第14条から第19条までの内容として、基金の設置、積立、現金の管理、運用益金の処理、繰替運用、処分ということを謳っている。

条例の施行日については、宿泊税条例の施行日と合わせる形で附則で謳うこととしたい。この条例も宿泊税条例と併せて議会に提出していきたいと考えている。

#### <山田会長>

宿泊税を導入している地域は日本国内で増えてきているが、宿泊税と連動する形でこういった使途に関して条例を定めて法的な根拠を持たせて、宿泊税を観光地域づくり、観光地経営に活用していくことを規定する事例はまだ無い。検討委員会の答申に基づいて、白馬村として条例案の概要を作っていた形になるが、ご質問・ご意見等あればお聞かせいただきたい。

#### <塩谷副会長>

全体的な方向性についてはよくわかった。

細かい質問になるが、定義のところ「村民」の中に法人やその他の団体が含まれているため、「村民生活の向上」や「村民が生活の場として次世代に引き継ぐ」といった文言と整合性が取りにくいのではないかと感じた。特に村内の法人には外資系も含まれてるという部分もあるため、分けた方が良いかもしれない。

もう一点、基本方針について、①②③④とあるが、④は割と②に近いのかなと思う。④の観光リスクマネジメントに関する事業というところは、②の自然環境の保全などとは近い気がするため、順番としては1243の方がわかりやすいのではないかと感じた。細かい話で申し訳ないが、そう感じた。

<田中総務課長>

「村民」という定義の中には、個人としての村民ではだけでなく、事業所あるいは法人も含めている。この条例については、観光振興の部分も入っているため、お客様を迎えるにあたってのおもてなしの気持ちを意識して「村民」を定義している。

村民の中にも、宿泊事業者など観光に関わっている方もいるが、ここでは観光事業に直接的に携わっていない個人や法人等と定義した。

基本方針については観光地経営会議の報告書の使途から引用したものであるが、順番については、内部で改めて検討して条文を考えたい。

<矢ヶ崎委員>

第12条から13条の基本方針について、「④観光リスクマネジメントに関する事業」とあるが、もう少しかみ砕いた言葉にするか、定義を明確にした方が他の3つとのバランスも取れるのではないかと思う。塩谷副会長からも意見があったとおり②に近いという解釈と、それとは違って災害が起きたときに観光客をどのように避難させるかといった意味にも捉えられる。言葉の意味合いが広いため、もう少しわかりやすい表現にしたら良いのではないかと思う。

また、基本方針の③について、評価指標の設定、効果検証に必要な調査、計画の策定といったことに関しても、しっかり宿泊税の使途として明記しているというのは非常に良いことだと感じた。他の地域ではそういったところに予算がつかないことが多いと聞いているが、③の部分がしっかり担保されていると中身が良くなっていくと思う。

第10条の「観光地経営会議」の③として、宿泊税の事業評価及び基金事業計画に関してもしっかり審議することが明記されていてとても良いと思うが、宿泊税をどの事業にどれくらい活用していくかという配分について、誰がどのように決めていくのか条例に方針や具体的なことが明記されるか。

<田中総務課長>

「観光リスクマネジメント」については、宿泊税検討部会において「使途の枠組み」として出した資料の文言をそのまま挙げている。具体的な事業としては、安心安全なリゾート形成というものが、災害対応ということも含まれているため、わかりやすい表現に改めたい。

配分について、白馬村観光地経営会議は村長の附属機関とすることを条例で謳っているため、観光地経営会議で決定したことは村長に答申され、最終的には村長が決定をするという流れになる。その辺りを具体的に示す条文は設けていないが、あくまでも諮問機関であるというところで、その辺りを読み取っていただきたいと考えている。

<矢ヶ崎委員>

配分の原案というか方向性、こういった施策に充てることが望ましいという提案をするのは観光地経営会議で議論されるということで理解した。

<山田会長>

第9条の観光地経営ビジョンで大きな方向性が共有されて、その上で具体的に次年度どのような事業をするかということが観光地経営会議で確認されて村長に答申していくという流れになるかと理解しているがよろしいか。

<田中総務課長>

その通りである。

<柴田委員>

条例案は、あくまでも大枠を決めるためという理解でいいか。

宿泊税検討部会でも度々話が出るが、使途が何なのか、何をするために宿泊税をいただくのかということをしっかり議論・検討すべきではないかというところで、この委員会としては宿泊税の制度の部分だけで、使途に関しては観光地経営会議で決めるということで、そこが噛み合わない中で議論してきている。昨年度、観光地経営会議から報告書が出されたが、その辺りの内容が具体的に盛り込まれてない。新たな観光地経営会議を設けて、そこで決めていくという理解でいいか。今後、宿泊事業者の説明していく際にも、具体的にどういった事業の財源として宿泊税を徴収するのかということが明確でないと、事業者にも理解してもらえないのではないかと。特に冬の二次交通の問題など課題が生じていることは認識していると思うが、より具体的にその辺を示した方が良いのではないかと。倶知安町などではある程度明記されている。条例で謳うべきものかどうかはわからないが、例えば二次交通に宿泊税の何%を割り当てるといったように、具体的な事業をある程度示した中で村民や事業者にも理解を求めないと、それが後付けになってしまうと事業者の理解も得にくく、この条例案だけでは具体的なものがどの段階で示されるのかよくわからないため、その辺りをどのように考えているか教えていただきたい。

<鈴木観光課長>

京都市、金沢市、倶知安町、福岡市など宿泊税を導入している自治体の使途の枠組みについて調べたところ、4団体は全て大きな枠組みとして3本くらいの柱を設け、その下に具体的な事業を挙げている。導入から4年～6年程経ち、京都市のように税率の見直しを行ったところもあるが、使途の枠組みについて大きな見直しを実施した団体は確認できていない。宿泊税を導入した全ての団体でこういった形を取っていることから、使途の枠組みについては大枠で定めるとするのが最適解であろうと考えている。

白馬村の観光地経営会議の提言では、使途の枠組みを大きく5つほど設けているが、それについては正しい方向性の提言をいただいたと認識している。ただし、委員がおっしゃるとおり、できるだけ詳しくわかりやすい例示が必要だという意見もあることは理解している。来年度、観光地経営計画の見直しを行うため、そこで示されたものをできるだけ詳しい形で示していければと考えている。ただ、全てを網羅するのは難しいため、ある程度大きな枠組みになってしまうことはご理解いただきたい。

<山田会長>

使途に関して条例(法的根拠)を定めている先行事例は無く、宿泊税を導入する際に宿泊税の基本方針という形で使途が定められているというところに留まっている。

制度を導入して5年・10年経てば状況が変わってくることもあり、条例では大まかな方針を定めているのが通常である。その上で、今回の白馬村の条例における肝は、第9条の観光地経営ビジョンについて宿泊税と紐付けた形で法的根拠を持った計画とするところが最も重要な部分だと考える。観光地経営ビジョンにどのようなことが記されるのか、具体的に例えば二次交通を3

年計画でこのようにしていこうとか、飲食サービスをこのようにしていこうとか、その他諸々現在抱えている課題であったり成長のための投資であったり、それをしっかりと書き込み、それがこの条例によって一定の法的根拠を持って動いていくということになると思う。

一方で、条例が可決されると1年後には宿泊税の徴収が始まることになるが、どんな事業に活用していくのかまだ議論しているという状況が長く続いてしまうと、柴田委員の発言のように不安感や不信感が生じてくるため、来年度の早い段階である程度オープンな形で議論して示していく必要があると思われる。

この条例自体は、観光地経営ビジョンに書いていないことには宿泊税を充てられないということ担保するものであるということになるため、何をすべきかというところは観光地経営ビジョンをまとめていくところで様々な事業者から具体的な部分を提言いただくと良いのではないか。

その他、意見や質問はあるか。

[意見・質問等なし]

<山田会長>

こういった条例は白馬村が最初で先駆的な事例になるため、良いものができてくれば白馬村が宿泊税を活用して観光地づくりをしていく原資・原動力になる。倶知安町もマスタープランを持っているが、条例に基づいているものではないため、行政と観光協会との間の紳士協定的なものになっている。今は行政側もそれを守っていて、その中で宿泊税の用途としてある程度観光協会は民間が必要だと思うところに予算を割り付けているが、担保されているものではない。今回、白馬村に関しては、こういった条例を制定することでそれをしっかりと担保することができるというを目指しているため、引き続き協力いただきたい。

<松沢委員>

観光地経営会議で議論する内容かと思うが、「宿泊税」はあくまで税金になるため、用途としては観光客に対してサービス提供するベースの公共のインフラ整備などの財源にしっかり充てていくというところを観光地経営会議でもしっかり押さえていただきたい。官と民の境は必ずあるべきであって、官民連携で民間のビジネスに官の税金を使うことによって邪魔をするようなことはすべきではないと思うし、公共としてのインフラ整備ということを考えると、例えば駐車場や道路、上下水道なども当然観光客にも関わってくる部分である。官が何をすべきかという議論をしっかり押さえた上で用途を決めていかないと、どこかで官民がぶつかるところが出てくると思われるため、それぞれの立場をわきまえて官民連携をするという視点を持っていただきたい。

<鈴木観光課長>

官と民の役割分担については重要と認識しているため、観光地経営計画においても考えていきたい。

<丸山委員>

山田会長など多くの方にご尽力いただきこの2年間で制度設計をしてきたが、白馬村の事務局の努力によって本当に素晴らしい内容のものができたと感じている。旅館組合としても活動して

いる中で、独自課税を予定している自治体の検討内容も把握しているが、白馬村が最先端を行っているような形になっていて素晴らしいことだと思っている。

先ほど柴田委員の意見にもあったが、制度設計の議論をすればするほど、使途に関する意見が多く出されて、同時進行で議論していかなければならない段階に入っていると感じている。

長野県の骨子案では、元々名称が「宿泊税」ではなく「観光振興税」となっていて、宿泊だけではなく、観光に関して様々な形で税金を徴収してより良いものを創っていこうという趣旨だったかと思う。今は徴収しやすい宿泊税について、宿泊施設を特別徴収義務者にして徴収するという形になっていると思うが、今後使途に関して議論を深めていくにあたっては、宿泊施設からだけではなく、どのように横の繋がりを持って、それをどのように使途に活かしていくかということとをぜひ一緒に議論させていただければと思う。

もう一点、山田会長や矢ヶ崎委員に伺いたいのが、令和8年6月から徴収が始まるということで、もう待たなして1年後、あっという間に過ぎるかと思うが、実際に宿泊税が入ってきてから、何に使おうかと議論をするという流れではないと思っている。ある程度税収を見込んだ上で、先んじて取り組むことが望ましい事業などがあれば教えていただきたい。

#### <山田会長>

行政は民間企業と違って初めに予算を立てる。税収は後から入ってくるものであっても、予算を執行することはできる。令和8年度予算において約2億円という予算を計上すれば、4月からそれを活用した事業ができるようになる。令和7年度は、様々な準備をしなければならない年になるが、裏付けとなる原資がないという状況になるため、白馬村としても厳しい予算の中で取り組んでいくことになる。

#### <丸山委員>

宿泊事業者は、宿泊税がどういったことに使われるのかお客様に説明する責務がある。お預かりする税金を、いつからどんなことに使っていくという風になりますというスローガンやビジョンが見えることがとても大事だと思う。その辺りも観光地経営会議の議論に活かしていただきたい。

#### <鈴木観光課長>

観光地経営会議の答申に基づき、基金化した財源を事業に充当していく流れになっているため、観光地経営会議が選定した事業を皆様に広くお知らせし、どういった事業に宿泊税を充てたというところも実施後にもう1度お知らせしていくという形で周知を図っていきたい。

#### <柴田委員>

スケジュールについて確認したい。予定としては3月に議会に出されて、来年の6月からということであるが、宿泊事業者は遅くとも1年前、インバウンドに関してはもっと早く予約を受け始める。前回の宿泊税検討部会でイアン委員からも意見が出されたが、正式な制度の発表はいつになるか。また、事業者に対する制度説明の段階で、使途に関しても説明される予定であるか。6月になれば来年の予約はスタートするが、その段階でお客様に宿泊税がかかることを案内する必要がある。

<太田税務課長>

宿泊税条例は、3月議会に提出し、そこで可決されると、次に総務省との協議がある。3カ月程度かかると言われていて、4月から6月を想定し、総務省の同意を経たらすぐにでも事業者説明会等を開催できるよう準備を進めていく。

7月に入ったら事業者の説明会を開催し、それから幅広くアナウンスをしていくといったスケジュールを想定している。

<柴田委員>

そうなるとさっき言ったように、その6月から来年の予約を取り始めたときに、お客様に宿泊税の説明をしても差し支えないか。それとも、その時点ではまだ何も言えないということになるか。Webで受け付けるプラン等の中にも「6月1日から宿泊税が別途かかります」という説明を明記する必要があり、その準備をしなければならない。

来年の6月1日からの予約に関して課税対象となるのであれば、仮に1年前に予約を受け付け始めるとすると、今年の6月1日から予約を取り始めるわけで、7月に制度が発表される場合、6月の段階でお客様にどのように説明すればいいのか。

<太田税務課長>

白馬村として条例自体は可決されているため、「令和8年6月1日から宿泊税を徴収する」ということを周知いただいて構わない。先ほど申し上げた7月というのは、特別徴収義務者の登録や申告・納入など事務的な説明を想定している。村と事業者の間の準備作業を7月から行いたい。宿泊者など対外的なアナウンスは4月から始めていただいて差し支えない。

<柴田委員>

7月よりも前に宿泊事業者に説明しないと、宿泊事業者からお客様への案内ができず、混乱が生じる可能性が高い。

<太田税務課長>

制度案の説明会については、2月28日に開催し、制度の内容についてお伝えするよう準備をしている。

<山田会長>

条例が可決された段階で来年の6月から施行予定ということは周知いただいて構わないと思うが、小さく総務大臣同意を得た場合という注意書きを記載すると良い。その辺りは、民間の宿泊事業者にその辺りを委ねるのは酷であるため、村として条例が可決された後にお客様に対する周知の定型文を作成することが望ましい。

宿泊税条例に関する説明を記載したWebページを作成して、詳細はそちらで確認いただくということであれば、各事業者が個別に対応しなくても済むということになるため、ぜひそういう形で検討いただきたい。

他に意見や質問はあるか。

[意見・質問等なし]

<山田会長>

それでは議事についての審議を終結する。

<田中総務課長>

次第の「その他」として、委員や事務局から何かあるか。

[特になし]

<田中総務課長>

本日は各部会の検討状況というところで、宿泊税の骨子に関して、中間答申後に変更となった部分等をお認めいただいた。また、持続可能な観光地経営に関する条例案の概要については、委員の皆様からいただいたご意見を反映して、両条例を3月定例会に提出したい。

今年度については、本日が最後の検討委員会となるが、来年度も事業者負担金の検討や宿泊税の徴収に向けての準備など、委員の皆様と情報共有を図って、ご意見をいただきながら進めていきたい。

1年間の協力に感謝申し上げ、第3回の委員会の方を終了とする。